

# 診 断 し が

2002年春号

No. 10



海外研修訪問（上海豫園）

## 目 次

診断士に役立つパソコン活用事例 .....	稲田 忠夫 .....	1
コンサルティング活動における 産業支援策の活用 具体的事例の紹介 .....	竹村 弘 .....	2
上海・江南の旅と進出企業の工場視察 .....	田中 清行 .....	3
プロコンのための起業家支援 .....	中村 弘 .....	5
民事再生法について .....	櫻井 美幸 .....	6
会員紹介 .....		9
お知らせ .....		10



# 診断士に役立つ パソコン活用事例

稲田 忠夫

中小企業が情報化を推進していく上で考慮する点は、①主役は経営トップである、②経営トップが強力なリーダーシップを発揮する、③推進体制を確立する、④情報化リテラシー（活用能力）の向上を図る、⑤情報化の目的を明確にして段階的に進める、等です。そして、パソコンが情報化の核となります。

## 1. パソコンはアラジンのランプ？

パソコンには様々なソフトを登録して使うことが出来ます。例えば、①販売管理や給与計算等のパッケージソフト、②表計算ソフト、③ワープロソフト、④インターネット閲覧ソフト、⑤CADソフト、等です。50人程度の企業ですと1台で基本的な業務の処理が可能です。まさに自由自在に使うことが出来ればアラジンのランプといったところでしょうか。

## 2. 情報化の段階的推進

### ●ステップ1

インターネットに接続して様々なホームページの閲覧や、電子メールで情報の交換を行うことによりマウスやキーボードに慣れます。

### ●ステップ2

表計算ソフトで自社の管理資料等を作成します。プログラムを作っているという満足感と経営改善が同時に実現出来パソコンに対する興味や期待が湧いてきます。

### ●ステップ3

パッケージソフトや表計算ソフトの関数を使って本格的に基幹業務処理を行う段階です。積極的に外部機関等（滋賀県産業支援プラザ、商工会、中小企業診断士）を活用してシステムの充実を図ると共に、戦略的な情報システム構築を検討します。

## 3. 表計算ソフトの有効活用

表計算ソフトは、①データの加工が自由自在に出来る、②シミュレーションが出来る、③グラフ化が容易に出来る、等の特徴を持っています。これに強くなれば相当な経営改善が出来ます。活用例としましては、①2期比較損益計算書、②予算シミュレーション、③昇給シミュレーション、④労働保険料自動計算（中小企業診断協会滋賀県支部にソフトがあります）、⑤販売管理資料、等が考えられます。次にちょっと面白い関数を紹介しましょう。①=VLOOKUP（検索値、範囲、列番号 [、検索の型]）、例えばコードを付けて個人情報（氏名、生年月日、住所、Tel等）を登録している時に、特定の個人情報をコード（検索値）で呼び出して表示するものです。提出書類に必要な様々な項目を登録しておくことでどんな書類作成の時にでも呼び出して参照できますので便利です。まさに簡易データベースです。②=セル番地、これは計算等を連続させるために、例えば合計（セル番地）を必要な場所（その合計を使う場所）に自動的に取ってくるものです。このように常に「情報の連鎖」を考えることがシステム構築上でのポイントとなります。

## 4. パッケージソフト導入・運用上の留意点

①コードの登録、②マスターファイルの登録、といった事前準備が必要です。さらに運用上では、①データのバックアップ（できるだけ外部記憶装置に）、②保険料率や税率の変更への対処、③年間更新、④データコンバート（新しいパッケージソフトに入れ替えるときに現行のデータが全て使用出来ること）、といったことに対処しなければなりません。サポートやマニュアルのしっかりしたソフト会社を選ぶことが重要です。

## 5. ホームページを使った簡単受信

ホームページを使って注文やアンケートの受信

が出来ます。これはプロバイダーが提供している、CGIというプログラムを使います。特別なコンピュータを使わなくてもパソコンで十分実現出来ます。

このようにパソコンは無限の可能性を秘めています。パソコン活用事例が「競争に勝つための情報システム」構築へのヒントになれば幸いです。



## コンサルティング活動における 産業支援策の活用 具体的事例の紹介

竹村 弘

(はじめに) 私どもをとりまく環境は、今までに体験したことのない本格的なデフレ社会に突入し、コンサルティング活動に携わる中小企業診断士には、従来にない新しい発想と実効性ある手法、さらに挑戦する強い気持ちとスピードある対応が求められている。また、情報革命時代の真っ只中でコンサルタントとして十分なIT活用を求められている。このような情報背景の下に、本日は主としてコンサルティング活動における産業支援策の諸施策の具体的事例を紹介させて頂くことで、実効あるコンサルティング活動展開の一助になればと思います。

### 1. 顧客(市場) ニーズや外部環境変化の把握

新聞雑誌の記事の切り抜きやインターネットからの多くの情報入手で、デフレ経済への対応、グローバル化への対応、情報活用成功事例、少子高齢化対応、サービス経済化対応、環境問題への対応等の急激な時流変化を読み取る必要がある。基本的には、人口・年齢構成の変化、経済情勢、法律の改正・制定、生活習慣・消費者ニーズの変化、社会の環境・制度の変化、新規参入による市場秩序の破壊、価格競争の激化と売価ダウン、取引先の経営悪化、国際・ビジネス・リスク等の変化を常にパソコン内で独自の方法で整理しておくことが必要です。(新聞記事紹介省略)

### 2. 経営資源の強み・弱みの把握—特に強みを生かす アンケート調査やSWOT分析やABC分析等によ

り、クライアントの強みをしっかり確認し、強みにスポットライトをあて、支援していくことが大切です。人材(トップのリーダーシップ・人脈等)、技術力(技術開発・製造技術(多品種少量・大量))、経験・ノウハウ、資金力(財務負担能力)、販売力(マーケティング(製品企画・販売促進・流通チャネル)・サービス)等について、点数化してパソコン管理すべきである。

### 3. 課題の把握

広く情報を収集しスピードある対応で、課題をマトリックスにまとめることです。例えば、人材育成、技術力向上、資金調達、顧客開拓、クレームの低減、プロモーションの強化、価格競争力の強化、設備の改善等の項目にまとめればよい。

### 4. 目指すべき方向性の明確化

目指すべき方向を明示することが大切です。事業の絞込み、新分野の開拓、地域・市場の拡大、技術力の強化、技術力の応用、高付加価値化、生産工程の改善、さらに成長戦略(市場浸透・市場開拓・製品開発・多角化)、整理統合戦略(収獲・市場縮小・製品縮小・撤退)のうちどの方向を選択するかをはっきりさせていくことである。

### 5. 課題別の対応策

組織の中で十分に討議させるための工夫と準備と助言が必要で、王道・大道の手法で効果的な短期・中期・長期的対応策を最初にまとめ、次段階に独創的な対応策を加味して柔軟性ある対応策を決定することである。

## 6. PDCAマネジメントサイクルによる

### スパイラルアップ-Dの重要性

マネジメントサイクル活用による組織のレベルアップを常に年頭におく必要がある。特に実施(DO)段階が大切で徹底して強力に実行することである。Doの推進手法のキーワードには、リーダーシップ、経営資源集中、権限委譲、組織による支援、学習の機会、情報提供、目標管理、バレット図・ABC分析による重点管理、内部統制・予測分析・予算管理、モラール対策(評価制度・研修・ローテーション)、プロジェクトチーム、表彰制度、ISO認証取得等がある。

## 7. 種々の産業支援策の活用

本日のメインテーマで、多くの経営局面で利用できる諸施策が別紙資料のとおりあり説明します。さらに詳細な情報は、各ホームページから補助金・助成金・奨励金・融資投資制度等諸施策が

情報入手できる。これらを自分流に整理して「お気に入り」に登録して常に最新情報を入手し、クライアントに支援策の利用をすすめ支援していくことである。

## 8. 産業支援策活用の具体的事例

活用好事例を5社の例で説明しますので、これらを参考に事業の発展ステージに応じて諸施策をうまく利用すべきである(資料省略)。例えば、ビジネスプラン作成講座、事業可能性評価、レンタルラボ・ファクトリー、技術支援制度、補助金申請、融資投資制度、専門家派遣等の諸制度を企業の成長段階に応じて上手に使い分けていくことである。

## 9. 産業支援策の具体的な申請手続き

具体的な事例で創造法認定手続きと事業可能性評価申請について説明します。



# 上海・江南の旅と 進出企業の工場視察

田中清行

### はじめに

平成13年11月17日から4日間、シガネットの海外研修旅行として中国、上海・江南の旅に出掛けた。9月11日に起きた米国同時多発テロの後ということでいろいろ心配されたが、思い切って行くことにした。

会員では大辻敏氏、北村秀一氏、中村実氏、山本善通氏と田中の5名、そして後述する視察会社のコンサルタント曾和氏の計6名が参加した。

帰国してみんなで振り返ると、収穫が多い旅だったと言っていたが、企画した甲斐があったと喜んでいる。

### 旅行のねらい

今回の旅行のねらいは、ひとことで言えば、いま「世界の工場」といわれている中国の姿を実際

に見ること。といっても四千年の歴史を持つ国を2、3日で理解することは不可能である。

そこでまず、三国志時代の英雄が活躍した歴史のある地域を見てその空気を味わう。しかる後、現在もっとも活気のある大都会、上海の実態に触れること、そして滋賀県から進出している工場を視察して実態を知るとともに現地の人たちと直に交流をしたい、というものであった。

### 歴史の街、無錫は太湖のほとり

初日は、上海からバスで2時間かけて無錫まで直行し、四星ホテル、無錫大飯店に宿泊。旅の疲れを癒すとともに明日からの打ち合わせをする。無錫は、琵琶湖の3.5倍の広さがある太湖のほとりにある、歴史の古い街。人口450万人であるが中国では中位の都市。肥沃な土地と豊富な物産に

恵まれた土地で、昔は錫が産出されたので有錫とよばれていた。しかし乱掘されたため錫がなくなり無錫となった。日本では“無錫旅情”で有名。今でも錫食器の産地である。

2日目の早朝、太極拳を見よう見まねでして、中国の空気を胸一杯に吸い込む。

太湖を遊覧船に乗って1時間ほど回る。ゆったりと船に乗っているうちに、三国志の英雄たちや孔子、孟子、王陽明たちもこの太湖に遊んだのだろうかと思いが浮かぶ。湖水が濁っているのは、周辺に工場等が進出してきたせいとのこと。そういえば、最初に中国に降りたってからずっと視界に霞が掛かったようだが、その原因は黄砂と排気ガスの影響だろうと思う。中国の環境問題は未だこれから……。魚を獲るのは年間2回、20日間であとは禁漁。禁漁期が長いので養殖をしている。特産品として淡水真珠があり、装身具のほか美肌クリームや漢方薬に活用している。琵琶湖でも出来ないかな。

#### 古都、蘇州は水の都 庭園でも有名

次に蘇州へ。蘇州は呉の時代の都で、西安と並ぶ歴史の街。運河に囲まれた東方のベニスと呼ばれる美しい水の都である。古い建物が残っており、景観保全のため高層建築は禁止されている。

周辺には48haの桑畑が広がっておりシルクの産地。蘇州の両面刺繍は1枚の布の両面に繊細で精巧な錦糸刺繍をするもので、衝立などはまさに芸術品。一人前の腕になるのに15年もかかるそうだ。呉時代に蘇州の着物が日本に伝わったのが「呉服」。しかし今、中国に呉服の女性はいない。

蘇州は、字が表すとおり魚と穀物が豊富な土地で、この豊かさが高い文化と芸術をもたらし、数々の名園を生み出した。

まず中国四大名園の1つに数えられている。「拙政園」を見学。ガイドの話では政府高官が賄賂で作った庭園でこの名が付けられたという。面積が4haと広大で、朱色の建物と樹木の緑、池の水のバランスが取れた美しい庭園である。歴史遺産は大金持ちでないと出来ないことに複雑な心境。

次に、唐代の僧、寒山が住んだという「寒山寺」を見学。何となく往時の空気を感じる。ガイドによると寒山寺から万卷の書物が日本に伝わった

が、その寺が静岡県館山寺とのこと。日中のつながりの深さに改めて感じ入る。

#### 大都会、上海は活気にあふれる

観光後、上海に入り夕食。昨日は無錫料理、今日は上海料理だが、中華料理はなかなか美味しい。食事後、ヨーロッパ調の建物が並ぶ外灘（バンド）の夜景を鑑賞。ライトアップされ、まさに荘厳。河の向こうには、目覚ましい開発が続く浦東地区の超高層ビルが見える。その後は四星ホテル、銀河賓館でゆっくり宿泊。メンバー6人でビールを飲みながら明日の打ち合わせ。

3日目午前中は、上海市内観光。上海は、人口1300万人の大都会で景観はニューヨークのよう。そしてまだまだ発展している。平日の昼なのに豫園商場は買い物客、観光客でごった返している。中国人の熱気を感じる。そこを抜けて豫園へ。面積は2ha。450年前に造られた江南の名園。龍の形をした壁と元上海市長である江沢民国家主席が揮毫した石碑が印象的。



#### 工場視察、現地の人達と交流

午後、滋賀銀行の取引先である、愛知川町の(株)ユニックス山岸弘樹社長のご案内で、6人が同社の中国現地法人を訪問。滋賀銀行アジアデスクの安嶋君も同行。販社は上海にあるが、工場は高速道路で1時間の所（江蘇省）にある。周辺はのどかな田園地帯でまるで滋賀県湖東のよう。

最初に社長から会社概要を聞いた後、現場を案内してもらう。7年前、肩パッド、布団カバーを生産するため、1万坪の土地に2千坪の工場を建て進出。社員約150名。本社の経営指導をされている曾和氏が早速在庫削減等を現場指導を。

その後もう一度6名と会社幹部で意見交換す

る。

そしてその夜は、珍しい上海料理を頂き、紹興酒の杯を酌み交わしながら現地の人たちとも親しく情報交換出来たのである。

総じて感じたことは、中国では世界の工場化が急速に進んでいるし、今後市場としても有望。中国人は商人、日本人は職人。中小企業が中国進出するならオールマイティの幹部を複数配属するなど完全な態勢づくりを目指すべきである。

お世話になった方々にお礼を申し上げます。



## プロコンのための起業家支援

中村 弘

### はじめに

シガネットの第25回研究例会に発表した内容を以下にまとめます。テーマを急遽変更しまして、すみませんでした。当初は、「起業家支援」の予定でしたが、起業家ハンドブックを読めば分かるので、表題のように「プロコンのための起業家支援」に変更しました。約2時間ほど講演をさせて頂きましたので量が多く、発表した内容をすべて含んではいませんので、ご了解ください。

### 経営方針

プロコン開業から17年間は、多くの仕事を意欲的に取組んできました。しかし、平成10年2月に食道癌の手術をしてから、私の経営方針が大きく変わりました。3割は助からないと医者に言われた時、初めて人生には死があるのだと実感しました。現在は、「健康第一、仕事第二、細く長く仕事をし続けること」をモットーにしています。プロコンの友達3人が若くして他界していますが、その内の二人は昼間から酒を飲まないといられないほどの酒好きでした。他の一人も昔酒を飲み過ぎて身体をこわして無理の出来ない身体だったのに、仕事をしすぎて若死をしました。特に、40代

と50代のプロコンは経験も能力も高まり仕事が出来るので拡大指向になりがちですが、太くて短い人生にならないように自愛してください。

### 講演

私のプロコン人生20年について、できるだけ本音で話をしました。立って話を始めたら、「座って気楽に話してください」と暖かい言葉がかかりましたが、「立って話をする場合と座って話をする場合の迫力が全然違います。」と言って、立ったまま話をしました。過去に講演を約500回位しましたが、お陰で内容を聞いた人が口コミや紹介をして下さった場合がほとんどです。良い講演をすれば、講演や経営支援の依頼が来ます。講演は1時間から1時間半位で、聴衆は10人から200人位です。謝金は、2万円から5万円位ですが、最高は15万円でした。聴衆は多い方が、話す側にとって、パワーが出ます。心の底から声を出す気持ちで、聴衆一人ひとりを見ながら、話しかけます。最近は、笑える箇所を5ヵ所位作っています。笑い声や驚きの声を聞くと励みになって一層元気になります。特に、女性は顔の表情が豊かですので、女性の顔を多く見るようにしています。

### 経営支援

過去20年で約千社を経営診断や経営指導をしました。千社と言うと多いようですが、20年で割ると1年で50社ですから、それ程多くはないと思います。20年前には、巡回指導という県の制度がありまして、多い時には1日に6社を指導したこともありました。当初は、経営診断が中心で報告書を作成して完了でしたが、改善のための実行をしないから事業者にとって効果が出ません。継続的な指導が必要であることを報告書に書いたり担当者に言いました。他府県でも同様な意見が出たのでしょうか、平成4年から技術基盤強化支援事業がスタートし、継続的な経営指導を10回まで無料で利用できるようになりました。しかし、13年度からこの制度は1回だけ無料となり、希望者は支援プラザの経営技術診断助言等支援事業で利用することになり、3分の1の自己負担が必要となりました。

支援で重要なことは、事業者に改善を実行させることです。実行しなければ、効果がないからです。同じ事を何回でも言ったり、実行せざるを得

ないように息子の前で実行しないことを叱ったりしました。

### 報告書や著書

業界の改善のための報告書などの作成については、まとまった謝金が支払われるので魅力的です。消費者調査や経営者調査をして集計分析してグラフを作成し、改善対策をまとめるケースが多い。特に、最近は関連分野に専門的な知識が必要なため、生産、技術、情報、マーケティングなどの専門家がチーム編成をしています。なるべく図や表を多く挿入して、許されるのなら、漫画を加えるようにしています。私は漫画が下手ですが、下手なりに書いておくと印刷屋が上手な人に頼んで漫画を書いてくれています。このようにすれば、活字だけでは読みづらい文章が読みやすくなります。

今まで著書は4冊書きましたが全部共著で初版で終わりです。4冊とも原稿料を頂いているので、損はしていませんが、売れる著書を書くというのは難しいことです。

# 民事再生法について

弁護士 櫻井美幸

## ◆ 民事再生法の主な目的は 中小企業の再建と倒産防止

民事再生法は、企業倒産手続きの迅速化を目指し、倒産に伴う資産の劣化や従業員の離散をくい止め、企業の早期の再建を促進することを主目的としています。つまり従来の和議手続きの欠点を補い、経営不振の企業の再建や倒産防止を目的に整備されたものです。

これまで（民事再生法施行前）の倒産の法的処理は、次のとおりでした。

- 清算型：「破産」「特別清算」
- 再建型：「和議」「会社更生」「会社整理」

民事再生手続きは、この「和議」手続きに代わるもので、「会社更生」よりも手続きが簡素化されており、経営者は引き続き企業を経営できます。なお、民事再生法は平成12年4月1日より施行されました。（それに伴って和議法を廃止）

## ◆ 民事再生法の主なポイント

(1) 利用対象はすべての法人・個人

すべての法人・個人が利用対象となっています

す。したがって、有限会社や医療法人、学校法人も利用できます。

### (2) 早期の申立てが可能

民事再生手続きの申立てができるのは、債務者及び債権者です。そしてその申立ての原因として、次の事項が規定されています。

- ①債務者に破産原因の事実が発生する恐れがある
- ②債務者が事業の継続に著しい支障をきたすことなく弁済期にある債務を弁済することができない

したがって、例えば債務超過や支払不能といった実質的破綻状態になる以前の、破綻が生じるおそれがあると判断した段階で民事再生手続きの申立てができるのです。

### 〈民事再生法と和議法の相違点比較〉

	民事再生法	和議法
申し立ての時期及び条件	早期・穏やか	厳しい
強制執行等の包括的禁止命令	有り	無し
担保権実行の一定の制限	有り(中止命令)	無し
担保権の抹消許可	可能	無し
再生計画案の可決要件	2分の1以上	4分の3以上
再生計画の履行の確保	強い	無し

### (3) 手続き開始前に債務者財産の保全処分

民事再生手続きの申立てから手続き開始決定がなされるまでの間、債務者の財産を保全するため、裁判所は「保全処分」が出せるようになりました。

この保全処分には、すべての債務者に対し債務者財産への強制執行などの禁止を命ずる「包括的禁止命令」や、担保権者に対する競売手続き中止命令などがあります。

### (4) 担保権消滅請求制度

これは、事業継続に不可欠な工場等が担保になっている場合、その財産の価格を金銭で裁判所に納めれば担保権を抹消することができるということです。

### (5) 再生計画案の可決要件の緩和

再生計画案については、債権者集会の出席債権者数の2分の1以上で、かつ、総債権額の2分の1以上（和議手続きでは4分の3以上）の賛成で

可決できるようになり、緩和されています。

### (6) 再生計画の履行確保

和議手続きでは再建計画の履行は、債務者任せでしたが、民事再生法では、監督委員により計画の履行を監督することもでき、債務者が再生計画の履行を怠った場合、債権者は再生計画の取消しを求めるといったことができます。

## ◆ 民事再生法を利用する際の留意事項

以上のことから、民事再生法は経営不振に陥った企業にとってその再建に効果が期待できそうですが、利用するには次のような事項に留意し慎重に検討する必要があります。

### 〈留意事項〉

- ①得意先や取引先等の間に信頼関係が十分築かれている
- ②経営者に求心力があり全社一丸となっている
- ③民事再生手続きを申し立てた場合、「倒産企業」と評価される
  - \*ある民間信用調査機関は、民事再生手続きを申し立てた企業を「倒産企業」として扱うようです。世間では、事実上の倒産と評価されます。
- ④申立て後の資金繰りが厳しくなる
- ⑤債務が増加するおそれがある など
- \*現金での支払いが予想され、未払金（債務）が膨らむおそれがあります。

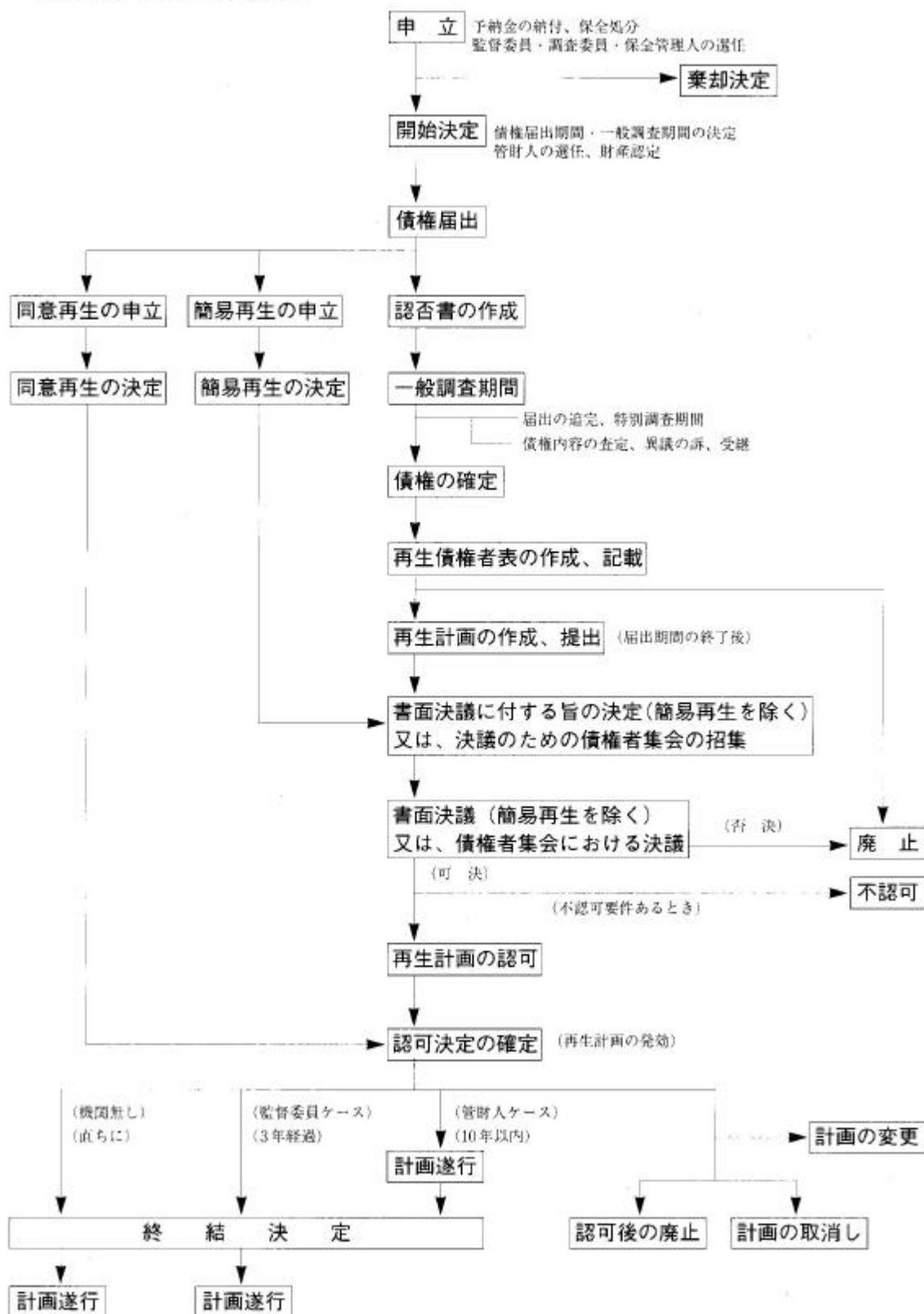
## ◆ 得意先が申し立てたら？

得意先が民事再生手続きを申し立てた場合例えば、「売掛金が回収できない」「担保権の実行に一定の制限が加えられる」などの大きな影響が考えられます。

### 〈対応（一例）〉

- ①取引を現金との引き換えに代える
- ②手形による取引の場合は優良企業が振り出した「回し手形」で受け取る
- ③得意先のキャッシュ・フローや資金繰りに注意する
- ④再生計画の実施状況を注視する など

## 再生手続きの流れ



## 会 員 紹 介

紹介内容 ①名前 ②生年月日 ③勤務先 ④登録部門 ⑤初年度登録 ⑥自己PR ⑦他公的資格名

 <p>①本 岡 正 信 ②S22.6.16 生 ③有限会社アックマ ネジメント事務所 ④工 鉱 業 ⑤S54年</p> <p>⑥経営者、経営幹部の方々と一緒になってその企業の実態（業績、規模、能力）に即した内容で経営指導（提案・指導・アドバイス・フォロー）を行っている。分野は①経営戦略の策定②経営計画策定とその推進③幹部、管理者の育成教育④現物生産性向上⑤人事制度構築⑥ISO9000認証取得 等を中心に経営全体の指導を行っている。</p> <p>⑦・ISO9000品質システム審査員 ・JIS表示認定審査員</p>	 <p>①山 下 重 二 ②S 6.6.9 生 ③(株)東レ経営研究所 ④工 鉱 業 ⑤S63年</p> <p>⑥企業の方々と双方向のコミュニケーションをさせて頂くのが何よりの楽しみです。最近ではマネジメントシステムの有効性、効率の改善に取りくんでいます。</p> <p>⑦・技術士（経営工学） ・技術士（繊維） ・ISO9000登録主任審査員 ・ISO14000登録審査員</p>	<p>①山 田 人 志 ② ー ③ 東 東 市 商 工 会 ④ 商 業 ⑤S62年</p>
<p>①山 本 人 司 ② ー ③ ー ④工 鉱 業 ⑤S54年</p>	 <p>①山 本 泰 造 ②S29.12.3 生 ③株 滋 賀 銀 行 ④工 鉱 業 ⑤H 3 年</p> <p>⑥企業内診断士として、特に顧客のFP（ファイナンシャル・プランニング）を行っています。</p>	 <p>①山 本 善 通 ②S25.12.8 生 ③山本善通税理士事務所 ④ 商 業 ⑤H 3 年</p> <p>⑥農業・医療・福祉・建設等々あらゆる分野にコンサルティングの需要は眠っていると思います。その掘りおこしをするのが今年のテーマです。</p> <p>⑦税理士・一級販売士 行政書士・宅建主任</p>
 <p>①矢 守 郁 夫 ②S15.4.21 生 ③社会福祉法人 木之本町社会福祉協議会 ④工 鉱 業 ⑤S44年</p> <p>⑥介護計画の作成、デイサービスセンター、訪問介護サービス、訪問入浴サービスの介護サービス事業所の経営管理に従事しています。 大変厳しいものがありますが、やりがいもあります。 専門家のご指導を得ながら利用者の自立支援に役立ちたいと思っています。</p>	 <p>①若 林 忠 彦 ②S22.10.18 生 ③しがぎんリース・ キャピタル株式会社 ④ 商 業 ⑤S61年</p> <p>⑥仕事上たくさんの方の企業をみてまいりました。 この経験を地域社会のため貢献できればと考えています。 労務管理、事務管理、販売管理が比較的得意分野です。</p> <p>⑦社会保険労務士</p>	<p style="text-align: center;">1998年春号より4年に渡り会員紹介をさせていただきましたが、本号をもって終了させていただきます。尚本シリーズにおいては会員諸兄のご協力をいただき心より感謝申し上げます。</p>

# お知らせ

## ① 本部理事会

平成14年2月26日（火）於：東京紙パルプ会館  
山本支部長 出席

## ② 滋賀県支部理事会

平成14年4月予定

## ③ 滋賀県支部総会

平成14年5月18日（土）於：滋賀ビル会議室

## ④ 支部における 「調査研究事業成果報告書」の完成

野瀬孝臣、北村和一、玉木幸夫、田村正、土山嘉雄各会員のご尽力により、完成し本部へ報告しました。

テーマ「ISO9000S認定取得後企業の変革状況と課題に関する調査研究」

尚、内容については本部のH.Pに公開される予定です。

## ⑤ 事業受託について

滋賀県より「中小企業経営革新支援法」に基づく「平成13年度中小企業経営革新調査業務」を受託しました。

「中小企業経営革新計画申請の手引き」が必要な会員は、事務局までTEL又は、メール等で御連絡下さい。

## ⑥ シガネット役員人事（敬称略）

代表幹事	玉木幸夫
幹事（事務局担当）	藤縄逸朗、松田智之
幹事	小川詔宣、長谷川壽延
会計	大谷武重





REGISTERED  
MANAGEMENT  
CONSULTANT

本会は、中小企業診断士相互の連携を緊密にし、資質の向上に努めるとともに、中小企業の振興と国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

## 原稿募集案内

本誌の送付対象者は、支部会員の他、県・市町村等の関係諸機関、団体にも配布の予定ですので、会員各位の積極的な投稿と情報提供をよろしくお願い申し上げます。

### ●原稿内容

調査・研究・講演・県内情報および会員個人の趣味・旅行記などをお願いします。

### ●原稿作成要領

横書き 1,400字程度 一行20字

会員名・登録部門・初登録年度

顔写真同封（後日返却します）

### ●原稿締切り

平成14年8月末日（第11号10月1日発行予定）

### ●原稿送付先

〒520-2313 野洲郡野洲町大篠原1950

竹村 義治

TEL/FAX (077)587-0589

## ●編集後記

今冬は、近年になく降雪日数が少なく、交通関係への影響は大幅に減少したが、夏期における水不足が心配されるどころです。心配といえば我々を取り巻く経済環境もさることながら、NGOの参加・不参加に端を発して外務大臣の辞任、政治家と外務省との関係が大きくクローズアップされ、古くて新しい問題として「政と官」とのあり方が問われているが、現内閣がすすめる構造改革の進捗が鈍化しては経済復興が遅れるばかりであります。

## 診断しが

No. 10

〈2002年春号〉

2002年4月1日発行

〈発行所〉

社団法人 中小企業診断協会  
滋賀県支部

〒520-3232 滋賀県甲賀郡甲西町大字平松104番地の20  
エクセル甲西3階（JR甲西駅前）  
TEL (0748) 72-5173  
FAX (0748) 72-5330

ホームページ:

<http://www.jade.dti.ne.jp/jsmeca25/index.htm>

Eメール:

[jsmeca25@jade.dti.ne.jp](mailto:jsmeca25@jade.dti.ne.jp)